パワーシティ善通寺（№1559）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第６条第２項の規定による届出があったので、同条第３項において準用する法第５条第３項の規定により、次のとおり公告する。

令和８年11月16日　香川県知事　池田　豊人

１　届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	名　称　株式会社フジ 住　所　愛媛県松山市宮西一丁目２番１号
大規模小売店舗の名称及び所在地	名　称　パワーシティ善通寺 所在地　善通寺市与北町字下西原3300番地１　外
変更した事項	（１）大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 ①駐車場の自動車の出入口の数及び位置 （変更１） 【変更前】 位　置：図面３－１　建物配置図（変更１前） 箇所数：６箇所 【変更後】 位　置：図面３－２　建物配置図（変更１後） 箇所数：５箇所 （変更２） 【変更前】 位　置：図面３－３　建物配置図（変更２前） 箇所数：５箇所 【変更後】 位　置：図面３－４　建物配置図（変更２後） 箇所数：６箇所
変更の年月日	（変更１）令和８年６月12日 （変更２）令和８年９月５日
変更する理由	非物販棟新築工事に伴う施設運営方法の変更のため

２　届出年月日　　令和８年11月10日

３　届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所：　香川県商工労働部経営支援課　及び　善通寺市産業振興部商工観光課

縦覧期間：　令和８年11月16日から令和９年３月16日まで

４　意見書の提出

法第８条第２項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（令和９年３月16日）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び善通寺市産業振興部商工観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

ア　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ　事業者にあっては、その事業の種類及び沿革

ウ　意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

エ　意見の内容

提出先

〒760-8570　高松市番町四丁目１番10号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ